

風評の影響の払拭に向けた取組について

令和8年8月
消費者庁

1. 「風評に関する消費者意識の実態調査」の実施（消費者庁）

リスクコミュニケーションをはじめとする風評被害対策の取組に役立てるため、被災地の農林水産物等について、消費者の買い控え行動の有無や理由等を平成25年から継続的に調査。

2. 食品と放射能に関するQ & A 集の作成・配布・Web掲載（消費者庁）

放射性物質及び食品安全に関する消費者の疑問や不安の解消を促進するため、関係府省の協力を得て「食品と放射能Q&A」（詳細版及びミニ版）を作成。
毎年、食品中の放射性物質検査結果などを更新して改訂。（最新版は令和8年7月改訂）

3. 関係府省庁と連携した意見交換会等の開催

食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と連携し、開催した食品安全に関する意見交換会（宮城、東京、大阪及び福岡）において、食品中の放射性物質の安全性について情報提供。

また、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と連携して、民間イベントへの出展（東京及び大阪）を行っており、その中で、食品中の放射性物質の安全性のほか、ALPS処理水及び廃炉についても情報提供。

このほか、消費者庁では、福島県が実施している消費者、消費者団体等に向けた食品中の放射性物質の安全性に関する説明会や座談会について、専門家派遣等の開催支援を実施。

風評に関する消費者意識の実態調査(第19回(令和8年3月5日公表))

食品中の放射性物質を理由に購入をためらう産地を尋ねたところ、「福島県」と回答した人の割合は4.0%。

